

事故防止に向けた政策動向

平成26年6月
経済産業省

事故防止に向けた政策動向(経済産業省)

1. 現状の取組

1) リスクアセスメントの実施の徹底

- コンビナート事業者に対して義務付けている非定常時、設備の変更時のリスクアセスメントの強化。
- 認定事業者に対し、要求する事項(非定常時、運転方法等の変更時のリスクアセスメント等)を強化。

※認定事業者は、高圧ガス保安法で通常都道府県が実施する検査を自ら実施できる等の特例を与えられた事業者

2) 人材育成・技術伝承の強化

- 高圧ガスの取扱量が多い事業者に対して義務づけている保安教育計画の強化。
- 認定事業者に対し、要求する事項(危険予知能力の養成・向上するための教育訓練の実施)を強化
- 本年、人材育成のためのプログラムや教材の作成、講師の育成及び講師のデータベース化等に向けた調査を実施予定。(※次ページ事業概要参照)

3) 情報共有・伝達の不足、業界を超えた安全文化の醸成

- 事故を防ぐべく事業所が実施している良好事例を調査
- 事故の分析や企業の事故調査報告書の検証等を行うための委員会を設置(高圧ガス保安協会内)

2. 業界団体等に対する働きかけ

業界団体による行動計画の策定、フォローアップの実施

- 平成25年4月、重大な事故等が発生していることを踏まえ、石油化学工業協会、石油連盟に対し行動計画の策定を要請、同年夏、両団体で行動計画を策定(両団体のHP及び当省HPで公開)

※行動計画には、経営者のコミットメント、事故防止の取組み(リスクアセスメントの実施、人材育成、情報・経験の共有等)を記載

- 本年、両団体において、同行動計画をリバイス予定(石油化学工業協会は改訂版について5月に理事会承認済み。石油連盟は9月改訂に向けて作業中)。

リスクアセスメント手法及び保安教育プログラム調査研究

調査目的

近年、石油コンビナート事業所等で発生している重大事故に見られる共通的な課題である、

- 非定常時及び設備・製造方法等の変更時における事前のリスクアセスメントに係るハザードの特定が不十分
- 従業員の知識、経験不足による保安管理に係る現場力の低下 等

への対策として、①リスクアセスメントの網羅的かつ効果的に実施するための手法の確立、②「人」に起因する事故を効果的に防ぐための保安教育が求められているところ。

本調査事業は、リスクアセスメント・ガイドラインの作成、現場力強化教育モデルプログラムの作成や講師データベースの構築等を行い、事業者による事故防止に向けた取組を促進することを目的としている。

平成26年度実施予定事業

(1) リスクアセスメント・ガイドラインの作成等

- 1) 国内外の事業者が行う非定常時、設備・製造方法等の変更時等におけるリスクアセスメント手法の活用方法、範囲などの具体的な実施内容などの実態調査を行い、課題の整理・分析を実施
- 2) リスクアセスメント・ガイドライン概要版の検討。
- 3) ハザード特定のための関係法令(高圧ガス保安法、消防法、労働安全衛生法。国外はこれらに準ずる各国関係法令)横断的な事故情報データベースの構築

(2) 現場力強化教育モデルプログラムの作成、講師データベースの構築

- 1) 国内外の事業者等が行う人材育成のための教育プログラムの内容及び実施に係る実態調査
- 2) 国内における指導分野ごとの専門家を調査し、データベースを構築

(3) その他: 有識者からなる委員会による検討を実施(関係省庁及び関係支援機関等の参画による連携を実施)